

狭山市航空祭ふるさと納税返礼品提供業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、狭山市航空祭ふるさと納税返礼品提供業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続きに関して必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

狭山市航空祭ふるさと納税返礼品提供業務委託

(2) 業務内容

別紙「狭山市航空祭ふるさと納税返礼品提供業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり」

(3) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

3 限度額

2,740,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 担当部署

郵便番号：〒350-1380

住 所：埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

担 当：狭山市環境経済部産業振興課

電 話：04-2937-7204

E-mail：sangyo@city.sayama.saitama.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込日において、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。

- (3) 自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員もしくは暴力団関係者でないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していない者であること。

6 スケジュール

日程（予定）	内 容
令和6年8月13日（火）	公募要領等の公表、質問書の受付開始
令和6年8月16日（金）	質問書の提出期限
令和6年8月19日（月）	質問書の回答目安
令和6年8月28日（水）	企画提案書類の提出期限
令和6年8月29日（木）	書類審査
令和6年8月30日（金）	審査結果の通知

7 質問の受付

本事業の企画提案に関する質問は、以下のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限
令和6年8月16日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
以下の入力フォームから送信すること。なお、口頭での質問には応じない。
入力フォーム：<https://logoform.jp/form/6LWm/693262>
- (3) 回答
令和6年8月19日（月）までに、市ホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

8 プロポーザルへの参加及び企画提案書の提出（1参加者につき1提案）

本プロポーザルに参加しようとするときは、以下のとおり企画提案書等の必要書類を提出するものとする。

- (1) 提出期限
令和6年8月28日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
企画提案に当たっては、以下のア～ウの書類を提出すること。
- ア 企画提案書【様式1】
表紙は様式1を使用し、表紙を除く企画提案書の様式は任意とするが、仕様書を踏まえ作成すること。
- イ 誓約書【様式2】
- ウ 見積書【様式3】

見積金額は、特別観覧席と寄附者専用駐車場の合算額を記載し、内訳書（任意様式）に、それぞれの業務にかかる詳細を記載すること。

エ 会社概要書【様式4】

オ 類似業務実績書（任意様式）

(3) 提出方法

電子メールによること。

狭山市役所環境経済部産業振興課あて

E-mail : sangyo@city.sayama.saitama.jp

9 選定委員会の設置及び審査

(1) 企画提案書審査

ア 審査日

令和6年8月29日（木）

イ 審査方法

企画提案は、選定委員会において行う書面による審査とし、対面によるプレゼンテーション等を行わない。ただし、提出された企画提案書について評価者等から質疑が出された場合、電話又は電子メールによるヒアリングを行う。

(2) 審査項目 ※配点は非公開

ア 企画提案

イ 業務実績

ウ 運営体制

エ 提案価格

(3) 審査結果の公表

令和6年8月30日（金）（予定）に、参加したすべての者に文書で通知する。また、市ホームページに掲載する。

(4) 契約

優先交渉権者は、市と契約に向けた協議をする。なお、協議の結果、優先交渉権者と契約に至らなかった場合には、次点のものと契約に向けた協議をする。

10 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 提案者は市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

11 失格要件

「企画提案書」(様式1)の提出後、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは審査をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で反社会的勢力等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 契約締結までの期間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
- (5) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (6) その他、狭山市が不適切と判断したとき。

12 問合せ先

狭山市 環境経済部 産業振興課

担当者：久保田・岸・三ツ木

電話：04-2937-7204 (直通)

E-mail：sangyo@city.sayama.saitama.jp